

## J Aバンク兵庫 給与振込者向け他行ATM利用手数料キャッシュバック規定

### 1. (サービスの内容)

「J Aバンク兵庫 給与振込者向け他行ATM利用手数料キャッシュバックサービス」(以下「当サービス」といいます。)は、当組合所定の基準により、お客様がJ A以外のATMを利用されたことにより支払ったATM利用手数料を、当組合のお客様のお取引口座に入金するサービスです。

### 2. (当サービスの対象となるお客様)

当組合の普通貯金のキャッシュカードをご利用され、所定のお取引がある個人の方に限ります。(事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外となります。)

### 3. (開始時期)

当サービスは、平成26年4月1日から提供を開始します。

### 4. (キャッシュバック)

(1) 取引期間、キャッシュバック内容については次の通りとします。

#### ① 取引期間

当月1日から当月末日までの期間を取引期間とします。

#### ② キャッシュバック内容

取引期間中に下記記載の当サービスの対象となる所定のお取引のあるお客様を対象とし、取引期間中にJ A以外のATMで入出金取引を行った場合について、取引発生順に5回までのATM利用手数料をお取引口座にまとめてキャッシュバックします。

#### ③ キャッシュバックする日

毎月15日に入金します。(取引期間終了後の翌月15日(休日の場合は翌営業日))

(2) キャッシュバック処理時にお取引口座が解約されている場合は、キャッシュバックをできないことがあります。

(3) 取引期間にキャッシュバック内容を利用しなかった場合でも、翌月以降へ繰越はいたしません。

(4) 代理人カードによるお取引は、ご本人のお取引とみなします。

### 5. (変更・終了)

(1) 当組合の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容を変更または当サービスを終了することがあります。

(2) 次に定める場合には、事前に通知することなくキャッシュバックを停止または終了する場合があります。

① お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合

② 氏名、住所等に変更があった際、当組合所定の変更手続きを行われていない場合

③ お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合

④ すでに利用されているローンを延滞されている場合

⑤ 契約者本人が亡くなった場合

⑥ 金融情勢の変化、その他当組合が相応の事由があると判断した場合

### 6. (免責事項)

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由によりキャッシュバックが遅延、または不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

当サービスの対象となる所定のお取引  
・当組合でのひと月の給与振込金額が10万円以上(お取引口座ごとにお取扱いいたします。)

(平成26年4月1日現在)